

第1章 計画の策定

第1節 計画の策定趣旨

今回の新型コロナウイルス感染症とそれに伴う社会的影響や、国におけるIT基本法の見直しやデジタル庁（仮称）の設置を見据えた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）の策定等により、デジタル社会の実現に向けた動きが一層加速化することが見込まれています。

一方、本県の情報化については、これまで行政情報化を目的とする「eみやざき推進指針」や、官民データ¹活用のための「宮崎県官民データ活用推進計画」により推進しているところです。

このような中、多くの中山間地域を抱える本県では、少子高齢化や人口減少が進行しており、地域や産業を支える人財の確保や、暮らしに必要なサービスの維持などをいかに図っていくのかが大きな課題です。さらに、本県においても「新たな日常」の確立と、地域経済の再始動のため、デジタル化の推進が急務となっています。

これらの状況を踏まえ、令和3年度を「みやざきデジタル化元年」と位置付け、現行計画の抜本的な見直しを行い、本県におけるデジタル化施策の方向性を示す新たな計画を策定するものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、「県民誰もが輝き、安全・安心で豊かさを実感できる人間中心のデジタル社会の実現」を基本目標とし、これを達成するためのデジタル化施策の方向性を示すものです。

また、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条に基づき、県が策定する「官民データ活用推進計画」として位置付けるものです。さらに、宮崎県行政情報化総合調整規程（平成19年訓令第8号）第4条第2項に基づく「基本計画」としても位置付けるものです。

¹官民データ：電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるもの。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和6年度までの4か年とします。ICT²の急速な進展等に伴う社会情勢の変化へ対応するため、2年後を目途に全体の見直しを行います。また、個別施策については、毎年度見直しを行います。

なお、本計画の実現に向けて取り組むアクションプランについては別途策定します。

² ICT：Information & Communications Technology の略。情報通信技術のこと。